

公益財団法人茨城県栽培漁業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人茨城県栽培漁業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県鹿嶋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業
- (2) 水産動物の種苗の放流効果の実証に関する事業
- (3) つくり育てる漁業の普及啓発に関する事業
- (4) 前各号の事業を実現するために必要な技術開発及び調査研究事業
- (5) 第1号から第3号までの事業を担う漁業経営者の経営の安定化に資する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、茨城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別と会計原則)

第5条 この法人の財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産（以下「基本財産」という。）及びその他の財産とする。

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

4 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに茨城県知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の終了後3箇月以内に茨城県知事に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬及び賞与並びに費用の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3)この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(4)この法人の評議員は、理事、使用人も兼ねることができない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員の異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬及び賞与並びに費用の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬及び賞与並びに費用の支給の基準
- (4) 評議員に対する費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには理事長は評議員会の日の1週間前までに、評議員に対し

て、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する費用の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事若しくは監事又は評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事若しくは監事又は評議員の候補者の合計数が第26条第1項又は第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案

につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への

報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(評議員会の運営)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長の職務を執行するとともに、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び常勤の監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬及び賞与の支給の基準に従って算定した額を、報酬及び賞与として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員の実任の軽減)

第33条 この法人は、役員の実任法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、実任法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の招集及び評議員会に付議すべき事項の決定
- (5) 第2条第2項に規定する従たる事務所の設置、変更又は廃止
- (6) 第33条に規定する役員の実任の軽減

(7) 第48条に規定する事務局長及びセンター長の選解任

(開催及び招集)

第36条 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 法人法第197条において準用する同法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から理事長に対し招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、前項第3号により理事長が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

5 理事長及び副理事長の双方が欠けたとき又は双方に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

6 第2項第3号による場合は、当該理事が、同項第4号後段による場合は、当該監事が理事会を招集する。

7 理事長は、第2項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

8 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

9 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

2 理事長及び副理事長の双方が欠けたとき又は双方に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、この法人に対する贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会の運営)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 栽培漁業推進協議会

(栽培漁業推進協議会の設置)

第42条 この法人の円滑な運営を図るため、理事会はその決議により栽培漁業推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置することができる。

2 推進協議会の委員は、各地区の漁業関係団体及び市町の推薦した者から、理事会が選任する。

3 推進協議会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(推進協議会の委員に対する報酬等)

第43条 推進協議会の委員は無報酬とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、茨城県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を茨城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務部署及び種苗生産部署

(事務部署及び種苗生産部署)

第48条 この法人に、事務を所掌する部署及び種苗生産を所掌する部署として、事務局及び栽培漁業センター（以下「センター」という。）を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 センターにはセンター長及び所要の職員を置く。
- 4 事務局長及びセンター長の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

- 5 前項以外の職員の任免は、理事長が行う。
- 6 事務局及びセンターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は大川雅登、最初の専務理事は鈴木正伸とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

柴田眞幸	高濱芳明	小川春樹	長嶺家光	永野正道	小野 勲
大内清一	鈴木徳穂	別井一栄	渡辺一夫	伊藤善子	